運営会則

（名　称）

第１条 本コンソーシアムの名称は、“オーシャンテックコンソーシアム”とし、英語名称は、“Ocean Tech Consortium”、略称を“OTC “とする。

（目　的）

第２条　我が国の海洋産業は、深刻な労働力不足や高齢化、長年の経験に依存した非効率なオペレーションといった構造的な課題に直面している。課題解決に向けて先端のデジタル技術を導入・活用する際、現場の真の課題（ニーズ）とベンダーの技術（シーズ）のミスマッチや、実際の海を用いたトライアンドエラー（実証）の場の不足が、スムーズな技術導入および社会実装への大きな障壁となっている。本コンソーシアムでは、海洋・水産事業者、IT・エレクトロニクス企業、スタートアップ、アカデミア・研究機関、自治体等の協創、リソースシェアなどによって「海の可視化」と「産業の自動化」を実現し、海の社会課題解決と新ビジネスの創出を目標として活動を行い、我が国のオーシャンテックの発展および普及に貢献することを目的とする。

運営会則

（事　業）

第３条　本コンソーシアムは、第２条の目的を達成するため、次の事業を行う。

（１）ユーザー課題の解決を起点とする先端技術の実証及び社会実装の推進
（２）会員が有する先端技術や実証フィールド等のリソースシェアリングの推進
（３）海洋分野の課題、国内外の政策・制度及び技術動向等の調査研究
（４）海洋分野の課題解決とビジネス実装を牽引する、次世代人材の育成
（５）関連省庁・団体等との協働による、イベント・交流等を通じた情報発信、普及啓発
（６）前各号に掲げるもののほか、当法人の目的を達成するために必要な事業

運営会則

（会　員）

第４条　本コンソーシアムの目的及び事業に賛同する企業及び団体等を会員とする。

２　会員の種別は、次のとおりとする。

（１）正会員A　本コンソーシアムの事業の推進に協力する企業・団体であって、次号及び第３号に該当しないもの

（２）正会員B　本コンソーシアムの事業の推進に協力する国立研究開発法人その他これに準ずる公的研究機関であって、幹事会が認めたもの

（３）客員　本コンソーシアムがその目的を達成するために協力を求める行政機関、地方公共団体、金融機関、その他の団体等

（４）前項の規定にかかわらず、本コンソーシアムの目的達成に資すると認められるスタートアップ（設立後10年未満かつ売上高10億円未満）については、幹事会の承認を得た上で、会費の全額または一部を減免することができる。

運営会則

（会　員）

第４条　本コンソーシアムの目的及び事業に賛同する企業及び団体等を会員とする。
４　会員の種別ごとの権利及び義務は、別表のとおりとする。

	正会員A	正会員B	客員
会費	JEITA会員20万／非会員30万（※要件を満たすスタートアップは一部免除）	無償	無償
議決権	あり	なし	なし
WG主査就任	可	可	不可
WG参加・実証プロジェクトの組成	可	可	不可（WGの求めに応じオブザーバーとして参加）
会議資料・議事録	全WG分	全WG分	参加した会議分及び公開情報
実証データ・成果物	編集可能データで提供、自社事業への二次利用可	閲覧・研究目的での利用可	公開された成果物に限る
知的財産の利用	参加プロジェクトの契約で定める	参加プロジェクトの契約で定める	対象外

運営会則

（入　会）

第５条　会員になろうとする者は、入会申込書を事務局に提出するものとし、幹事会の承認をもって会員となる。

２　幹事会は、第２条（目的）及び第３条（事業）に照らして、入会申込者が本コンソーシアムの会員としての適格性を有しているか否かを総合的に判断し、入会の承認又は否認を決定するものとする。

３　幹事会は、会長から前項に係る諮問があったときは、必要な調査や審議を行い、これらの結果を会長へ答申しなければならない。

この場合において、幹事会は入会申込者に対し、審議等の結果について開示義務を負わないものとする。

（会　費）

第６条　本コンソーシアムの正会員は年会費及び必要に応じて臨時会費を納入しなければならない。

２　年会費及び臨時会費の金額は、総会の決定による。

３　本コンソーシアムは、既納の年会費、臨時会費及びその他の拠出金品は返還しない。

運営会則

（退　会）

第７条 会員は、退会しようとする日の1か月前までに退会届を事務局へ提出する事により、任意に退会する事ができる。
２　会員は、退会時に会費の未納又は不足がある場合、これを完納しなければならない。

（役　員）

第８条　本コンソーシアムに、役員として会長1名、副会長を若干名、監事1名（以下、総称して「役員」という。）を置く。
２　会長及び監事は総会において選任する。
３　役員の任期は、原則として1年とし、再任を妨げない。
４　会長は本コンソーシアムを、主宰かつ代表する。
５　監事は、本コンソーシアムの活動及び会計について事業年度ごとに監査を行い、その結果を総会に報告し承認を得る。
６　役員が次の各号のいずれに該当する場合、総会の議決を経て、その役員を解任することができる。
（１）心身の故障のため職務を執行することができないと認められるとき
（２）職務上の義務違反その他の役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき

運営会則

（委　員）

第９条　本コンソーシアムの会議（総会、幹事会及びワーキンググループ等）は、会議ごとにあらかじめ登録された委員、又はオブザーバー（以下、「委員等」という。）をもって構成する。

２　委員等の種別は、次のとおりとする。

（１）委員　　正会員の代表として登録された者及び本コンソーシアムが委嘱した有識者等

（２）オブザーバー　客員の代表として登録された者及び当該会議が特に認めた前項に規定する委員以外の者（行政機関、地方公共団体、金融機関、関係団体等）

３　正会員は原則として、次の要件を全て満たす場合に限り、連結対象子会社（会社法で定めるところ）を委員として登録することができる。

（１）本コンソーシアムの会議に当該連結対象子会社委員が参加することを親会社である正会員が管理できていること。

（２）会社法で定めるところの連結対象子会社（持分法適用会社を除く）であれば、上場、非上場の区別は問わない。

（３）同一会議に親会社である正会員と当該連結対象子会社が親子で個別に参加していないこと（正副委員を登録する場合、一方を親会社から、もう一方を連結対象子会社からとすることは原則可）。

運営会則

（議　決）

第１０条　議決権は正会員Aを代表する1人の委員が有し、出席委員の過半数の同意により決することを原則とする。

2　会議に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について、書面又は代理人をもって議決権を行使することができる。

3　前項の規定により議決権を行使する委員は、当該会議に出席したものとみなす。

（総　会）

第１１条　本コンソーシアムに総会を置く。

2　総会は、委員及び客員をもって構成し、会長がこれを召集する。

3　総会は、正会員Aである委員の過半数の出席をもって成立する。

4　総会は、本コンソーシアムの事業計画、収支予算、会費に関する事項、幹事会を構成する正会員の選出その他の理事会が諮問した本コンソーシアムの運営に係る重要事項を審議し決定する。

運営会則

（幹事会）

第１２条　本コンソーシアムの執行機関として幹事会を置く。
２ 幹事会は、会長がこれを招集する。
３ 幹事会は、委員の過半数の出席をもって成立する。
４ 幹事会の所掌事項は、次のとおりとする。
（１）前条第４項に掲げる総会審議事項の立案に関すること
（２）第１３条に規定するワーキンググループ等の設置、運営に関する議決
（３）会長からの諮問に対する答申の議決
（４）本会則に定めのない事項又は本会則の解釈に疑義が生じた事項の裁定
（５）その他本コンソーシアムの運営に必要な事項に関する審議、議決

（ワーキンググループ等）

第１３条　幹事会は、必要に応じてその傘下にワーキンググループ等を設置することができる。
２　ワーキンググループ等は、委員をもって構成する。ただし、幹事会が必要と認めるときは、オブザーバの参加を求めることができる。
３　その他、ワーキンググループ等の運営に必要な事項は、幹事会で審議し、決定する。
４　コンソーシアム会員は、いずれか１つ以上のワーキンググループへの委員登録を必須とする。

運営会則

（反社会的勢力等の排除）

第１４条　会員（委員等として登録された個人を含む。以下本条において同じ。）は、自らが次の各号に記載する者（以下、「反社会的勢力等」という。）に該当せず今後も該当しないこと、また、反社会的勢力等との関係を持っておらず今後も持たないことを確約するものとする。

（１）警察庁「組織犯罪対策要綱」記載の「暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等」その他これらに準ずる者

（２）資金や便宜を供与し、不正の利益を図る目的で利用するなど、前号に記載する者と人的・資本的・経済的に深い関係にある者

２　会員は、自らまたは第三者を利用して、次の各号に掲げる行為を行わないものとする。

（１）詐術、暴力的行為又は脅迫的言辞を用いる行為

（２）違法行為又は不当要求行為

（３）本コンソーシアムの事業又は事務局の業務を妨げる行為

（４）本コンソーシアムの名誉や信用等を毀損する行為

（５）前各号に準ずる行為

３　本コンソーシアムは、会員が前各項に違反したと幹事会が判断したときは、会員に対して損害賠償義務を負うことなく、その会員に対し警告又は除名の処分を課し、同時に本コンソーシアムが提供する全てのサービスを停止することができる。

運営会則

（委員資格の取消）

第１５条　委員等が次の各号のいずれかに該当する場合、本コンソーシアムは、幹事会の議決を経て、その委員等の資格を取り消すことができる。

（１）委員等の登録時に虚偽の情報が提供されていたことが判明した場合
（２）会費の納入を正当な理由なく遅滞若しくは拒否した場合
（３）本会則に違反した場合
（４）本コンソーシアムの事業又は事務局の業務を妨げる行為を行った場合
（５）他者を誹謗中傷し、公序良俗に反する行為をした場合
（６）その他本コンソーシアムが不適切と判断した行為を行った場合

２　委員等が次の各号のいずれかに該当した場合、本コンソーシアムはその委員等の資格を取り消すものとする。

（１）委員等が所属する法人が、本コンソーシアムの会員でなくなった場合
（２）委員等が、所属する法人を退職又は解雇された場合

運営会則

（事務局）

第１６条　本コンソーシアムの事務局は、一般社団法人電子情報技術産業協会に置く。

（著作物の扱い）

第１７条　委員等並びに事務局が、当コンソーシアムの活動の過程で作成した著作物に関する著作権は、原則として当コンソーシアムに帰属するものとする。ただし、別途定めた場合はこの限りではない。

２　委員等並びに事務局は、本会則第２条に定める目的の範囲内で、当該著作物を自由に利用できる。ただし、別途定めた場合はこの限りではない。

運営会則

（情報の取り扱い）

第１８条 コンソーシアム内での情報の取り扱いについて以下に定める。

１　目的

コンソーシアム内で取り扱われる情報の機密性、保護、適切な利用を確保すること

２　適用範囲

この規定は、コンソーシアムに参加する全ての会員、客員、およびその他の関係者に適用される。

３　定義情報は以下に含まれるがこれに限定されない

知的財産、機密情報、技術情報、個人情報およびその他のコンソーシアムが所有するもの。

４　情報の分類情報は以下の2つのカテゴリーに分類される。

公開情報：一般にアクセス可能な情報およびコンソーシアムが公開を許可した内部情報

内部情報：コンソーシアム内で提供されている情報。

５　情報の取り扱い保護

コンソーシアムに参加する全ての会員、客員、およびその他の関係者は内部情報を適切に管理し、会員、客員以外への漏洩等を防ぐよう努めるものとする。

６　個人情報の取り扱い

本コンソーシアムにおける活動で得た個人情報は、JEITAが定める個人情報保護方針に基づき、コンソーシアムが定める 目的の範囲内でのみ利用する。

参考：JEITA 個人情報保護方針（https://www.jeita.or.jp/japanese/privacy/）

運営会則

（事業年度）

第１９条 本コンソーシアムの事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

（補　則）

第２０条 本会則に定めのない事項や本会則の解釈に疑義が生じた場合については、幹事会の議決等をもって解決する。

2　本会則は、総会の議決を経て、改定又は廃止することができる。

3　諸活動を行うにあたって、「JEITA 競争法コンプライアンス指針」を遵守する。

4　本会則に定めの無い事項は、JEITAが定める「委員規約」を準用する。

附　則

1　本会則は、2026年10月13日より施行する。